別紙②

サービス内容説明書

令和8年6月1日現在

1.サービスの種類

訪問介護サービス

2.サービスの内容

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄の介助や調理、掃除といった家事など日常の手助けを行います。

（身体介護）利用者の日常生活の支障となっているところを援助し、また、残存機能を生かした介護を行います。食事・入浴・排泄の介助、衣服の着脱や体位変換、洗髪、爪きり身体の清拭、病院の付き添い、生活・身上・介護等に関する相談、助言等です。

（生活援助）利用者の考え方を尊重し、利用者が自己決定できるようにサービス提供を心がけます。食事の用意、衣服の洗濯や補修、掃除、買い物、主治医などの関係機関との連絡等です。

※但し、家族の方の洗濯や炊事、庭の草むしり、犬の散歩等は介護保険の対象とはなりません。

3.提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

訪問介護サービス利用料(要介護1～5)

・基本料　　1単位＝10.21円

サービス提供区分		提供時間帯	単位数	ご利用者様負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	２０分 未満（身体０）	昼間（8：00-18：00）	163	166 円	333 円	499 円
		早朝、夜間（※）	204	208 円	417 円	625 円
		深夜（22：00-6：00）	245	250 円	500 円	750 円
	２０分 以上 ３０分 未満（身体１）	昼間（8：00-18：00）	244	249 円	498 円	747 円
		早朝、夜間（※）	305	311 円	623 円	934 円
		深夜（22：00-6：00）	366	374 円	747 円	1,121 円
	３０分 以上 １時間 未満（身体２）	昼間（8：00-18：00）	387	395 円	790 円	1,185 円
		早朝、夜間（※）	484	494 円	988 円	1,482 円
		深夜（22：00-6：00）	581	593 円	1,186 円	1,780 円
	１時間 以上 １時間３０分 未満（身体３）	昼間（8：00-18：00）	567	579 円	1,158 円	1,737 円
		早朝、夜間（※）	709	724 円	1,448 円	2,172 円
		深夜（22：00-6：00）	851	869 円	1,738 円	2,607 円
	１時間３０分以上、30分増すごとに追加	昼間（8：00-18：00）	82	84 円	167 円	251 円
		早朝、夜間（※）	103	105 円	210 円	315 円
		深夜（22：00-6：00）	123	126 円	251 円	377 円
生活援助	２０分 以上 ４５分 未満（生活２）	昼間（8：00-18：00）	179	183 円	366 円	548 円
		早朝、夜間（※）	224	229 円	457 円	686 円
		深夜（22：00-6：00）	269	275 円	549 円	824 円
	４５分 以上（生活３）	昼間（8：00-18：00）	220	225 円	449 円	674 円
		早朝、夜間（※）	275	281 円	562 円	842 円
		深夜（22：00-6：00）	330	337 円	674 円	1,011 円

（※）早朝・・・6：00-8：00、　夜間・・・18：00-22：00

◆ 利用者の心身の状況等により、１人の訪問介護員よるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て２人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、前頁金額の２倍になります。

介護予防訪問介護(相当サービス)サービス利用料(事業対象者・要支援１～２)

・基本料

●月額

区分		単位	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護（Ⅰ）(相当サービス・事業対象者)	週に１回程度	1176	1,201 円	2,401 円	3,602 円
介護予防訪問介護（Ⅱ）(相当サービス・事業対象者)	週に２回程度	2349	2,398 円	4,797 円	7,195 円
介護予防訪問介護（Ⅲ）(相当サービス・事業対象者)	週に３回程度	3727	3,805 円	7,611 円	11,416 円

●日割りとなる場合

区分		単位	ご利用者様負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護（Ⅰ）(相当サービス・事業対象者)	週に１回程度	39	40 円	80 円	119 円
介護予防訪問介護（Ⅱ）(相当サービス・事業対象者)	週に２回程度	77	79 円	157 円	236 円
介護予防訪問介護（Ⅲ）(相当サービス・事業対象者)	週に３回程度	123	126 円	251 円	377 円

・加算等

加算名称	単位数	ご利用者様			算定回数等
		1割負	2割負	3割負担	
初回加算	200	204 円	408 円	613 円	初回のみ
緊急時訪問介護加算 {介護予防訪問介護 相当サービスにはなし}	100	102 円	204 円	306 円	１回の要請に対して１回
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100	102 円	204 円	306 円	１月につき
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	204 円	408 円	613 円	1月につき
中山間地域等における小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算				１回あたり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬の5%を加算				１回あたり
特定事業所加算Ⅱ	基本報酬の10%を加算				１回あたり
介護職員処遇改善加算Ⅰ イ {介護予防相当サービス共通}	所定単位数の27.0%を加算				１月につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ ロ {介護予防相当サービス共通}	所定単位数の28.7%を加算				１月につき
同一建物に居住する利用者の減算	所定単位数の10%を減算				1月につき

（※）所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

※ **初回加算**は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ **緊急時訪問介護加算**は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ **生活機能向上連携加算**は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ **介護職員(特定）処遇改善加算**は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。